

新株式発行に関する取締役会決議公告

平成 17 年 11 月 29 日

株 主 各 位



大阪市西淀川区御幣島 3 丁目 16 番 11 号
福 島 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 福 島 裕

平成 17 年 11 月 28 日開催の当社取締役会において、新株式発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 公募による新株式発行

- (1) 発行新株式数 普通株式 900,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団に全株式を買取引受けさせる。
- (5) 払 込 期 日 平成 17 年 12 月 14 日(水曜日)から平成 17 年 12 月 16 日(金曜日)までの間のいずれかの日
- (6) 配 当 起 算 日 平成 17 年 10 月 1 日(土曜日)
- (7) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 第三者割当による新株式発行

- (1) 発行新株式数 普通株式 100,000 株
- (2) 発行 価 額 上記 1.(2) に記載の公募による新株式発行における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 払 込 期 日 平成 18 年 1 月 11 日(水曜日)から平成 18 年 1 月 16 日(月曜日)までの間のいずれかの日
- (5) 割当先及び株式数 野村證券株式会社 100,000 株
- (6) 配 当 起 算 日 平成 17 年 10 月 1 日(土曜日)
- (7) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

株 式 売 出 し の お 知 ら せ

上記公募新株式の募集と併せて、野村證券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う場合があります。